

第2回差別のない明るい飯山市を築く審議会次第（要旨）

日 時 令和3年12月13日（月）

午後1時半～午後2時40分

場 所 市役所3階 31号会議室

1 開 会 （進行：湯本教育部長）

2 あいさつ

常盤井会長：前回の審議会で、現条例を改正していく方向となりましたので、ご審議をお願いしたい。

3 審議事項 （進行：常盤井会長）

（1）「差別のない明るい飯山市を築く条例」の改正案について【資料1・2】
（説明：柳人権政策課長）

委 員：学校教育、社会教育等の文言は現条例には無いが良いのか。

全ての市民に対して有効なのは、学校で取り上げるのが一番効果が大きいと考える。各地区、各区でも啓発活動をしているが、集まりも多くはないと感じている。学校教育、社会教育等を明記した方がよいと思うがどうか。

事務局：条例が施行された平成9年から飯山市幼保小中高校人権教育連絡協議会を組織し、現条例第4条の教育を具体的に生かすべく統一した人権教育に取り組んでいます。学校教育、社会教育という言葉はありませんが、現在取組みを進めている事をご理解下さい。

委 員：分かりました。条例に無いので学校教育の場で人権教育が行われているのか確認するため質問させていただきました。

委 員：新第6条に関係機関との連携とあるが、関係機関とは全ての機関と捉えて良いのか。

事務局：人権関係に関わる全ての関係機関という事です。

会 長：諮問の際に、市長・教育長のあいさつの中であった、インターネットを悪用した人権侵害等が条例改正を行う要因と考えるが、皆さんいかがでしょうか。

事務局：部落差別解消推進法の中でも「情報化の進展に伴って」との一文が入っており、これはインターネット等の事と考えています。条例改正案には、部落差別解消推進法及びあらゆる差別という文言を入れ対応しています。

委員：インターネットまで特定しては、幅が広くなりすぎる。規制方法も出来ていない状況で対処に苦慮する。

委員：インターネットという一文は入れる必要は無いと思う。人権3法の中にも情報化の進展という事で入っているので、条例第1条の目的に人権3法を加えたのであれば十分と考える。

委員：基本的には提案内容に賛成ですが、一步踏み込んで人権救済についても研究が必要と考える。

事務局：人権救済は重要であると思うが、国でも人権委員会が出来ていない。差別を受けた人の救済や差別をした人への罰則についての法律も無い。今後、国の動向を見ながら考えて行くべきと考えます。

委員：人権救済については、国自体で法整備がされていない状態で、自治体がそこまで踏み込んでも効果があまりないと思う。今回改正を検討した条例について今後も時代に即した形にしていければ良いと思う。

委員：条例の改正については良いが、改正が行われた後の事業展開（相談体制の充実）について考える必要がある。皆さんの意見を伺いたい。

会長：宗教者の関係で、同宗連では相談者が来た場合に相談内容に応じた相談体制を整えている。

会長：それでは、条例改正案については、この通りでよろしいですか。

全委員：賛成

（２）その他

【答申案の検討】（説明：柳人権政策課長）

委員：特に質問無し

答申については、会長・副会長が行う

—（３）次回審議会

月——日（——）——午前・後——時

4 閉 会